



神奈川県

KANAGAWA

神奈川県新型コロナウイルス 感染症拡大防止協力金(第3弾)のご案内

<申請の手引き>

■ 申請受付期間

令和2年**12月18日**(金)～令和3年**1月22日**(金)

■ 神奈川県ホームページ

「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(第3弾)について」

神奈川 協力金 第3弾

検索



目次

1. 概要：協力金(第3弾)とは？	P2
2. 対象店舗:どんな店舗が対象なの？	P3
3. 申請方法:どうやって申請するの？	P4
4. 提出書類:どんな書類が必要なの？	P5
5. よくあるお問合せ	P11
6. 金融機関コード	P12

■ 問合せ先

神奈川県協力金(第3弾)センター

☎045-330-4892 ☎0570-056774 ※「音声案内」が流れたら9番を選択してください

■ 受付時間 月～金(祝日、12月31日～1月3日は除く) 9時～17時

※12月19日(土)、12月20日(日)は受付します。

1. 概要：協力金(第3弾)とは？

主旨

神奈川県は、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、横浜市、川崎市にある酒類を提供する飲食店及びカラオケ店に対して、時短営業の協力をお願いしました。対象となる店舗を運営し、時短営業にご協力いただいた事業者の皆様に対して「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(第3弾)」を交付します。

要請内容

対象期間：令和2年12月7日(月)～12月17日(木)

対象地域：横浜市、川崎市

対象施設：酒類を提供する飲食店及びカラオケ店

※通常の営業時間が5時～22時の間の店舗は対象外

要請内容：5時～22時の時間短縮営業

申請 受付期間

<郵送申請>

令和2年 **12月18日(金)** ~ 令和3年 **1月22日(金)** (当日消印有効)

<電子申請>

令和2年 **12月28日(月)** ~ 令和3年 **1月22日(金)**

協力金

1店舗あたり最大**22万円**

「時短営業した日数」×2万円を交付します。

「時短営業した日数」とは

○：時短営業した日 ×：時短営業しなかった日

☆：定休日や従来の営業時間が22時より前の日 ※交付対象期間は表中の青色部分です。

日 NO	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	交付対象期間	交付金額	考え方
1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	7～17日	22万円	時短営業を開始した日から12月17日まで連続して時短営業した期間が対象です。 時短営業中に、定休日や従来の営業時間が22時より前の日があっても対象です。
2	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	12～17日	12万円	
3	☆	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	8～17日	20万円	
4	○	○	○	☆	○	○	○	○	○	○	☆	7～17日	22万円	
5	☆	☆	☆	○	○	☆	☆	☆	○	○	○	10～17日	16万円	
6	☆	☆	☆	○	○	○	☆	○	○	×	○	17日	2万円	時短営業しなかった時点で、それまでの期間は対象外となります。
7	☆	○	○	○	○	○	○	○	○	×	☆	なし	0円	
8	☆	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	なし	0円	

2. 対象店舗：どんな店舗が対象なの？

対象店舗

1. 横浜市、川崎市にある酒類を提供する飲食店・カラオケ店(※1)
2. 12月3日(時短営業要請日)より前に開業していて、営業の実態がある
3. 食品衛生法に基づく飲食店の営業許可を12月3日(時短営業要請日)より前に受けている(※2)
4. 12月3日(時短営業要請日)より前から**22時～5時の時間帯に営業していた**
5. 県の要請に協力し、12月7日～17日の期間に、**5時～22時の間に時短営業(休業を含む)している**。また、時短営業の案内を店先などに提示している

※1 テイクアウト専門店・イートインスペースのあるスーパー・コンビニ・キッチンカー等は対象外。

※2 有効期限が令和2年12月17日以降であること。

・営業許可証に記載のある事業者が、全店舗について一括して申請してください

・「暴力団等に該当しない」等の誓約事項がありますので、申請書の別紙を確認してください

横浜市・川崎市で酒類を提供している店舗ですか？

はい

いいえ

食品衛生法に基づく飲食店の営業許可証を
12月3日より前に取得していますか？

はい

いいえ

12月3日より前に開業しており、22時～5時の
時間帯に営業していましたか？

はい

いいえ

12月7日～17日の期間に5時～22時の間に
時短営業(17日の実施は必須)しましたか？

はい

いいえ

協力金の対象

協力金の対象外

3. 申請方法：どうやって申請するの？

申請方法

(i) 電子申請フォーム

ホームページより、電子申請フォームへ進んでください

申請から交付までの期間が短く、審査状況もマイページから確認可能です

電子申請フォームは12月28日よりアクセス可能です

(ii) 郵送申請

<申請書の入手方法>

①神奈川県ホームページからダウンロード

「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(第3弾)について」

神奈川 協力金 第3弾

検索



②県庁または区役所の窓口

<県 庁> 県政情報センター及び各地域県政総合センター(県政情報コーナー)

<区役所> 横浜市及び川崎市の各区役所

申請時、全ての申請書類が揃っていることをご確認ください

<郵送先> 〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1

神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(第3弾)事務局

交付

申請内容が適正と認められた場合は、指定の口座に協力金を振込みます。

通知

交付となった場合は、通知しません。

不交付となった場合にのみ、申請者に通知します。

注意事項

協力金の交付後、交付要件を満たさない事実、虚偽、不正等が発覚した場合は、交付済みの協力金について返還を求めます。併せて、交付した協力金と同額の違約金の支払いを請求する場合があります。

問合せ先

神奈川県協力金(第3弾)コールセンター

☎045-330-4892 ☎0570-056774 ※「音声案内」が流れたら9番を選択してください

<受付時間> 月～金(祝日、12月31日～1月3日は除く)9時～17時

※12月19日(土)、12月20日(日)は受付します。

4. 提出書類：どんな書類が必要なの？

提出書類一覧 ①

1 交付申請書

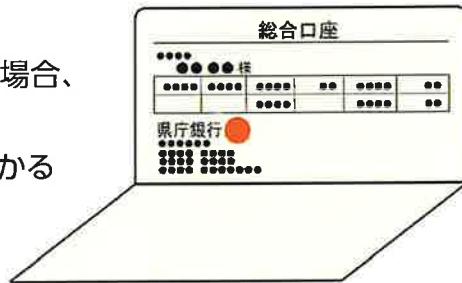
神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(第3弾)

交付申請書 P7~P10

2 振込先の通帳等の写し

「金融機関名」、「支店名」、「預金種別」、「口座番号」、「口座名義人(フリガナ)」がわからること。預金通帳の場合、表紙を1ページめくった中表紙の見開き。

インターネットバンキングの場合、上記の情報がわかるサイトのページ。



3 営業許可証の写し

食品衛生法に基づく飲食店の営業許可証の写し。



4 酒類を提供していることがわかる写真など

例)メニューの写真、酒類の納品書(3か月以内のもの)、ホームページの画面を印刷したもの。いずれも店舗の名称が明記されたものが需要です。



納品書					
2020年04月01日					
居酒屋 カナガワ					
品名	数量	単位	販売	税込・税抜	税込
ビール	6	1,800	21000		
焼酎	10	900	9000		
合計			33000		

居酒屋 カナガワ	
→→→<< ドリンク <<→→→	
ビール	600円
赤ワイン	500円
白ワイン	500円
日本酒	600円
→→→<< おすすめ <<→→→	

4. 提出書類：どんな書類が必要なの?

提出書類一覧 ②

従来の営業時間がわかる写真など

例)看板やメニューの写真、ホームページの画面を印刷したもの。

いずれも店舗の名称が明記されたものが必要です。

5



➡➡➡➡➡ 店舗情報 ➡➡➡➡➡	
店舗名	居酒屋 カナガワ
所在地	〒231-8583 横浜市中区三才人通1
電話番号	045-210-1111
メールアドレス	000000000000
営業時間	17:00~24:00 (L.O. 23:00)
定休日	日曜日

「時短営業の案内」を掲示したことがわかるもの

「時短営業の案内」とは、「実施期間」、「時短営業期間中の営業時間(又は休業していること)」及び「店舗名」を一般に広く公開しているものをいいます。

協力金第3弾ホームページに掲載のひな型をご利用いただくか、同じ内容の案内を掲示してください。

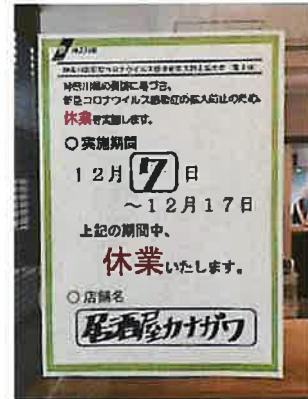
原則として、店先や店内に掲示した案内の写真を提出してください。

6

▼時短営業のご案内



▼休業のご案内



本人確認書面

個人事業主の場合のみ。運転免許証、保険証等の写し(住所等が裏面記載の場合は裏面を含む)。マイナンバーカードの写しの場合は表面のみ提出してください。

7



4. 提出書類：どんな書類が必要なの？

神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(第3弾) 交付申請書 記入例①

様式（第5条関係 郵送用）

神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第3弾）交付申請書

令和3年1月4日

神奈川県知事 殿

神奈川県からの時間短縮営業の要請に基づき、時間短縮営業等を実施したので、別紙記載の誓約事項に相違ないことを確認し、これに誓約の上、神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第3弾）を次のとおり申請します。

1 申請事業者の情報

法人の方						
本店所在地	〒 231	- 8588	神奈川	都・道・府・県	横浜	市・区・町・村
中区日本大通1						
法人名	株式会社神奈川県庁					
代表者職名	代表取締役					
代表者氏名	神奈川 太郎					
法人番号	1	2	3	4	5	6
	7	8	9	0	1	2
	3					

個人事業主の方						
住所	〒	-		都・道・府・県		市・区・町・村
氏名						
生年月日	西暦		年		月	日

時間短縮営業等実施店舗数	※横浜市及び川崎市内にある要請に協力し時間短縮営業等を実施した全店舗数を記載してください。					
1	店舗	1 店舗 等を実施した全店舗数を記載してください。				
日中連絡が取れる方	フリガナ	姓	名	電話番号	123-456-7890	
氏名	内二郎					

2 申請金額

22

万円 (全店舗の額を合算した額)



1 / 6

① 申請日

申請書の作成日を記入してください。

② 法人番号

法人の場合は13桁の法人番号を記入してください。

③ 生年月日

西暦で記入してください。

④ 時短営業

⑤ 申請金額

全店舗の交付申請額を合算した額を記入してください。

4. 提出書類：どんな書類が必要なの？

神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(第3弾) 交付申請書 記入例②

⑦ 3 支払口座振込依頼

神奈川県から支払われる「神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(第3弾)」は下記の口座に振り込んでください。

金融機関名	県庁	銀行 信金・信託 農協	金融機関 コード	1	2	3	4		
支店名	閑内	本店 支店	支店コード	1	2	3	/		
預金種別	<input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	口座番号 (※)	1	2	3	4	5	6	7
口座名義人 カタカナ	通帳の口座名義人(カタカナ)で記載してください。 9 カナガワ タロウ								

注1 法人の場合は法人名義の口座、個人事業主の場合は申請者ご本人名義の口座を指定してください。

注2 口座番号は右詰めで記入してください。

注3 通帳等に記載のとおり正確に記入してください。

⑦ 振込先

・通帳等に記載されてるとおり正確に記入してください。

・口座名義人は法人の場合は法人名義、個人事業主の場合は申請者本人名義に限ります。

⑧ 金融機関名・支店名・ 口座番号

・金融機関コードは「6.金融機関コード(P12)」をご確認ください。

・ゆうちょ銀行の場合、通帳等に記載の記号・番号は支店コード・口座番号とは異なります。ゆうちょ銀行のホームページ又はお近くのゆうちょ銀行でご確認ください。

⑨ 口座名義人

・預金通帳等の表紙を1ページめくった中表紙の見開きの力ナ口座名義人を転記してください。

・英数字や記号はカナに直さず、そのとおりに転記してください。



4. 提出書類：どんな書類が必要なの？

神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(第3弾) 交付申請書 記入例③

4 時間短縮営業を行った店舗の情報（1店舗目）

時間短縮営業等実施期間	10 令和2年12月 <u>7</u> 日 から 令和2年12月17日まで（ <u>11</u> 日間） <small>※ 時間短縮営業等を開始した初日を記入してください。 時間短縮営業の要請切日である<u>12月7日以降の日付</u>を記入してください。 また、<u>7日が定休日の場合は8日以降の日付</u>となります。</small>
許可番号	営業許可年月日 平成・ 令和2年4月1日 <input checked="" type="checkbox"/> 横浜市 <u>〇〇</u> 指令第 <u>1234567</u> 号 <input type="checkbox"/> 川崎市指令 第 _____ 号 <small>(飲食店営業許可証の許可年月日・許可番号を記載してください。)</small>
店舗所在地	<u>〒231-8588</u> <input checked="" type="checkbox"/> 横浜市 <u>中区日本大通1</u> <input type="checkbox"/> 川崎市 _____ <small>※ 申請できるのは横浜市内、川崎市内の店舗に限ります。</small>
店舗名称	居酒屋 カナガワ
収組内容	県からの時間短縮営業の要請時は、22時から翌朝5時までの時間帯に営業を行っていたが、当該要請に協力し、時間短縮営業等実施期間は、5時から22時までの間に営業時間を短縮（休業）しました。
当該店舗の交付申請額	12 <u>22</u> 万円（2万円/日× <u>11</u> 日間）

⑩ 時短営業を開始した日

12月7日以降の時短営業した初日を記入してください。

⑪ 時短営業した日数

時短営業した日数を記入してください。

※時短要請を開始した日及び時短営業した日数については、「1概要:協力金(第3弾)とは?(P2)」の表をご参照ください。

⑫ 当該店舗の交付申請額

「時短営業した日数」×2万円の額を記入してください。

※時間短縮営業等を行った店舗の情報(2店舗目以降)
対象店舗が2店舗以上ある場合、申請書の4ページを適宜コピーして記入してください。



4. 提出書類：どんな書類が必要なの？

神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第3弾） 交付申請書 記入例④

以下の書類がそろっているか確認の上、□にチェック（✓）を入れ、申請書とともに提出してください。

★申請事業者が全店舗分をまとめて提出する書類

- 13 神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第3弾）申請書（本様式）
- 本人確認書面（*個人事業主のみ。該当するいづれか一つ）
(例) 運転免許証、健康保険証、在留カード、個人番号カード（表面）など
※ 個人番号カードの裏面は提出しないでください
※ パスポートは不可です。
- 3 「支払口座振込依頼」に記載した振込先の通帳等の写し
※ 「金融機関名」、「支店名」、「口座名義人（フリガナ）」、「預金種別」、「口座番号」がわかること
・預金通帳の場合、表紙を1ページめくった中表紙の見開き部分
・インターネットバンクの場合、上記の情報がわかるサイトページ

★店舗ごとに提出する書類（以下の書類は、店舗ごとにそろっているか確認してください）

- 食品衛生法第52条の規定による飲食店の営業許可証の写し
(喫茶店などの営業許可是不可。有効期限が令和2年12月17日以降までであること。)
- 酒類を提供していることがわかる書面
(例) メニューなどの写真、仕入先の酒店などからの領収書（店舗名称が記載されたもの）の写しなど
- 従来の営業時間がわかる書面
(例) 看板、メニュー、ホームページ（一般に広く公開しているもの）などの写真など
- 対象店舗において「時短営業の案内」を掲示したことがわかるもの
(原則として、店先や店内に提示した案内の写真)

◆申請書送付先

〒231-8508

神奈川県横浜市中区日本大通1

神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第3弾）事務局 宛



⑬ 提出書類チェックリスト

申請書類の提出前に該当するすべての書類がそろっているか確認の上、チェック（✓）を記入してください。

※誓約書、チェックリストも忘れずに提出してください。

5. よくあるお問合せ

■対象店舗・事業者

Q1 酒類を提供していない飲食店・カラオケ店は、協力金の対象となりますか？

A1 酒類を提供していない飲食店及びカラオケ店は、時短営業要請の対象外となるため、時短営業を行っても協力金の対象となりません。

Q2 イートインスペースがあるスーパー・コンビニエンスストアは、協力金の対象となりますか？

A2 イートインスペースがあるスーパー・コンビニエンスストアは、時短営業要請の対象外となるため、時短営業を行っても協力金の対象となりません。なお、テイクアウト専門店、キッチンカー等も対象外です。

Q3 ショッピングセンター内のフードコート全体が時短営業をした場合、フードコート内の全店舗が協力金の対象となりますか？

A3 時短営業要請の対象かどうかはフードコート全体ではなく、個々の店舗において酒類の提供などの要件により判断しますので、フードコート内の全店舗が一律に協力金の対象となるわけではありません。

■時短営業要請

Q4 時短営業要請の全期間について時短営業しないと協力金の対象となりませんか？

A4 原則、全期間時短営業を行ってください。ただし、何らかの事情で時短営業の開始が遅れた場合も、協力金の対象とします。なお、時短営業を開始した日から17日まで連続して時短営業することが必要です。協力金の交付額は「時短営業した日数×2万円」となります。

Q5 時短営業せず休業した場合、協力金の対象となりますか？

A5 時短営業要請の対象となる店舗が、時短営業ではなく休業した場合も協力金の対象となります。

Q6 22時を超えて酒類を提供している店舗が酒類の提供を22時までに短縮し、22時～5時の間も営業を継続する場合、協力金の対象となりますか？

A6 5時～22時の間に営業時間を短縮していただく必要がありますので、酒類の提供のみ22時までとしても、協力金の対象となりません。

■その他

Q7 横浜市、川崎市に複数店舗を有していますが、店舗の数だけ協力金が交付されますか？

A7 時短営業要請に応じて時短営業した店舗が複数ある場合、時短営業した全ての店舗が協力金の対象となります。なお、申請に当たっては、時短営業した店舗を一括して申請してください。

6. 金融機関コード

申請書の「3 支払口座振込依頼」をご記入の際には、次の金融機関コード表をご参考ください。
なお、下表に記載のない金融機関であっても振込可能です。

■都市・地方銀行

あおぞら銀行	0398
神奈川銀行	0530
きらぼし銀行	0137
群馬銀行	0128
静岡銀行	0149
静岡中央銀行	0538
新生銀行	0397
スルガ銀行	0150
大光銀行	0532
第四銀行	0140
東京スター銀行	0526
東日本銀行	0525
北陸銀行	0144
みずほ銀行	0001
三井住友銀行	0009
三菱UFJ銀行	0005
山梨中央銀行	0142
ゆうちょ銀行	9900
横浜銀行	0138
りそな銀行	0010

■信託銀行

みずほ信託銀行	0289
三井住友信託銀行	0294
三菱UFJ信託銀行	0288

■その他

商工組合中央金庫	2004
中央労働金庫	2963

■信用金庫

かながわ信用金庫	1281
川崎信用金庫	1283
さがみ信用金庫	1288
さわやか信用金庫	1310
芝信用金庫	1319
湘南信用金庫	1282
城南信用金庫	1344
西武信用金庫	1341
世田谷信用金庫	1348
多摩信用金庫	1360
中栄信用金庫	1289
中南信用金庫	1290
平塚信用金庫	1286
山梨信用金庫	1386
横浜信用金庫	1280

■信用組合

小田原第一信用組合	2315
神奈川県医師信用組合	2304
神奈川県歯科医師信用組合	2305
相愛信用組合	2318
ハナ信用組合	2277
横浜華銀信用組合	2307
横浜幸銀信用組合	2306

■農業協同組合

厚木市農業協同組合	5152
神奈川県信用農業協同組合連合会	3014
かながわ西湘農業協同組合	5147
神奈川つくい農業協同組合	5162
県央愛川農業協同組合	5153
さがみ農業協同組合	5131
相模原市農業協同組合	5159
湘南農業協同組合	5137
セレサ川崎農業協同組合	5123
秦野市農業協同組合	5140
三浦市農業協同組合	5130
よこすか葉山農業協同組合	5128
横浜農業協同組合	5114